チェックリスト (外国にある第三者への個人データの提供) (法第28条)

このチェックリストは、外国にある第三者に個人データを提供する場合に、適法に提供できているかについて、簡易に確認するために用いることを想定したものです。もっとも、適法に提供できているかは個別の事情に応じて判断され、また、このチェックリストにはないチェックポイントもあります。そのため、このチェックリストは、あくまで簡易な確認のためのものとして利用し、詳細はこのチェックリストの結果を用いて専門家に相談する等をして最終的に各事業者で判断してください。

	チェックポイント	データマッピン グ表の参照場所						
I	I データの個人情報該当性							
(1)	その情報が生存する個人に関する情報である。 > 法人の情報、死者の情報であれば、これに該当しません。							
(2)	 以下のいずれかに該当する。 その情報から、特定の個人を識別することができる(特定の一人の情報であるとわかる)。 その情報からは特定の個人を識別することができなくても、事業者内にある他の情報等の事業者が容易に入手等できる情報と照合すると、特定の個人を識別することができる(特定の一人の情報であるとわかる)。 個人識別符号(※1)が含まれている。 	①・⑤ (データ内容も 確認する)						

上記 (1) ~ (2) のいずれにもチェックが入る $(\frac{2}{2})$



下記(3)~(4)について確認します

П	外国にある第三者への提供該当性		
	データを第三者に提供している。		
	▶ 委託(②~⑥に記載がある)又は委託以外の第三者提供(⑤~⑧に記		
	載がある)の場合には第三者に提供していることになります。		
	▶ クラウド事業者を利用している(⑰~囫に記載がある)場合、以下の	$17\sim20$	
(3)	すべてに該当しなければ第三者に提供していることになります。	$22 \sim 26$	
	● 契約条項によってクラウド事業者がサーバに保存された個人デ	35∼38	
	ータを取り扱わない旨が定められている。		
	● クラウド事業者が個人データにアクセスできないように適切に		
	アクセス制御を行っている。		

(4)	データの提供先第三者は外国にある。	18 • 23 • 37	

上記(3)~(4)のいずれにもチェックが入る



以下のⅢ((5)を満たす)又はⅣ((6)及び(7)を満たす)に該当しなければ適法に外国にある第三者へ提供できない可能性が高いため、専門家に確認をする等が必要です。(※3)

Ш	適法	な根拠の有無(同意)		
(5)	本ノ	人に以下の参考情報を提供した上で、あらかじめ外国にある		
	第三	三者への提供を認める旨の本人の同意を得ている。		
	•	当該外国の名称	(1)	
	•	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報		
		の保護に関する制度に関する情報		
	•	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報		
IV	適法	な根拠の有無(同意以外)		
(6)	以一	下のいずれかを満たす。		
		提供先第三者の所在国がEU(※4)又は英国である。	18 · 23 · 37	
		提供先が「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措	20 • 24 • 38	
		置を継続的に講ずるために必要な体制」を整備している。	(契約書の内容	
		(%5)	等を確認する)	
(7)	以一	下のいずれかを満たす。		
		本人から第三者提供の同意を得ている。	(1)	
			20 • 24 • 38	
		委託・事業承継・共同利用により提供している。	(契約書の内容	
			等を確認する)	

- %1 例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列等です。詳細はガイドライン(通則編) 2-2 をご参照ください。
- ※2 外国にある第三者への提供のルールについては、個人情報のうち、一定の要件を満たした情報(個人データ)の提供についてのみ適用されます。もっとも、個人データではない個人情報であっても、同様の取り組みをすることが望ましいため、個人データ該当性についてのチェック項目を設けていません。
- ※3 法令に基づく場合等には外国にある第三者へ提供することができます。
- ※4 アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ド

イツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク ※5 以下のいずれかを満たす場合です。また、提供先がこの体制を整備している場合には、適切な取扱の継続的な実施を確保するために必要な措置や必要な措置に関する情報提供等を行う必要があります。

- ・個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
 - ・個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受け ていること。